

1 鎌倉市農業振興ビジョンについて

(1) 改訂の趣旨

国においては、都市農業の安定的な継続を図るとともに、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の都市農業の多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とし、平成 27 年（2015 年）4 月に都市農業振興基本法を制定し、平成 28 年（2016 年）5 月には都市農業振興基本計画を策定しました。

神奈川県においては、県内全域で営まれている農業を都市農業と位置付けており、都市農業を持続的に発展させるため、*¹「かながわ農業活性化指針」を策定したところです。

上記のとおり、国県の動向を受けて、*²三大都市圏特定市に指定されている本市においても、農業経営の安定化、農業生産基盤整備などの課題を解消し、都市農業の更なる発展を目指すため、「鎌倉市農業振興ビジョン（以下、「ビジョン」という。）」を平成 30 年（2018 年）7 月に策定したところです。

本市の農業は、温暖な気候と肥沃な大地の恩恵を受けて、年間を通して多種多彩な野菜が生産されています。また、多くの農業者が少量多品目の野菜を育てており、一つの畑が様々な色の野菜で彩られることから、「七色（なないろ）畑」と呼ばれる作付が行われています。鎌倉の野菜は「鎌倉やさい」としてブランド化され、鎌倉市農協連即売所を始め、各農業者による大小様々な直売所やスーパー・小売店等で販売されており、生産地と消費地が近接した典型的な都市農業として発展してきました。

しかしながら、少子高齢化などにより、本市の農家数は 180 戸（2000 年農林業センサス）から 137 戸（2015 年農林業センサス）と 15 年間で 43 戸減少し、その後の 5 年間で 123 戸（2020 年農林業センサス）と、更に 14 戸減少している状況です。

また、ビジョン策定後の 5 年間で、農業を取り巻く環境にも変化が生じていることから、今回、5 年間の計画期間の満了を踏まえて、ビジョンを改訂し、農業を取り巻く環境の変化に応じた施策の推進を図っていくものです。

* 1 神奈川県では、神奈川県都市農業推進条例において、都市農業の持続的な発展に努めることとしており、条例に基づき「かながわ農業活性化指針」を策定し、これを都市農業振興基本法第 10 条第 1 項の規定に基づく地方計画として位置付け都市農業の推進を図っている。

* 2 東京都の特別区並びに首都圏、中部圏及び近畿圏の既成市街地、均衡整備地帯などに所在する市。県内 19 市は全て含まれている。

（２）本ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、本市の都市農業を推進するための計画であり、「鎌倉市都市マスタープラン」や「鎌倉農業振興地域整備計画」等の上位計画や「かながわ農業活性化指針」との整合を図りながら、都市農業の課題や今後の取組内容を示すとともに、*都市農業振興基本法第 10 条第 1 項の規定に基づく地方計画として位置付けるものです。

* 地方公共団体は、国の基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（地方計画）を定めるよう努めることとされている。

（３）計画期間

本ビジョンの計画期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間とします。なお、「第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画実施計画（令和 2 年度～7 年度）」の施策の実施状況や次期計画の策定状況、また、国等の農業施策の動向などにより、必要に応じて随時見直しを行うこととします。

2 農業を取り巻く環境の変化

（１）SDGs 未来都市に選定

平成 30 年（2018 年）6 月、鎌倉市が SDGs 未来都市に選定されました。令和 2 年度（2020 年度）に策定した「第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画実施計画（令和 2 年度～7 年度）」は、SDGs・共生・共創の視点に配慮しています。

（２）農業経営基盤強化促進法の改正

農業者の減少や耕作放棄地の拡大の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描くなどの必要な措置を講ずるため、農業経営基盤強化促進法が改正されました（令和 4 年（2022 年）5 月 27 日公布）。

改正に伴い、地域における農業の将来のあり方等について、農家や関連団体による協議の場を設け、その結果を取りまとめて公表するとともに、その協議の結果を踏ま

え、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を策定することが、義務付けられました。地域計画は、令和5年（2023年）4月1日の施行から2年以内に策定することとされています。

（3）生産緑地法について

平成29年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行（一部については平成30年4月施行）されました。都市農業振興基本法の制定、都市農業振興基本計画の策定を踏まえ、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的としたものです。

平成4年（1992年）に生産緑地の当初指定を行ってから30年が経過し、買い取り申出が可能となりました。その後の生産緑地法の改正に伴い、30年経過後は、所有者の同意を得て買い取り申出時期を10年ごとに延長できる特定生産緑地制度に移行しています。引き続き、市でも生産緑地地区の面積要件の緩和を行うことで、都市農業の担い手の確保、都市農地の確保・保全、農業施策の本格展開に取り組んでいます。

（4）都市農地の賃借の円滑化に関する法律の制定

都市農業は、新鮮で安全な農産物の供給はもとより、農作業体験の場や災害時の避難場所の提供等の機能を有しており、都市農業・都市農地の保全に対する都市住民の意識が高まっています。都市農業振興基本法に基づき、平成28年度（2016年度）に策定された都市農業振興基本計画では、従来「宅地化すべきもの」とされていた都市農地が都市に「あるべきもの」へとその位置付けが転換されたところです。

このような状況の中、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的として、都市農地の賃借の円滑化に関する法律が、平成30年（2018年）9月に施行されました。これにより、市街化区域内の農地のうち生産緑地について、耕作できる人に安心して賃借が行える仕組みができました。

（5）有機農業について

国は、令和3年（2021年）5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年（令和32年）までに目指す姿として、耕地面積に占める*有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大するなどの目標を設定しました。

* 有機農業とは、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負

荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている（有機農業の推進に関する法律）。

3 鎌倉市の農業

（1）鎌倉市の農業の概要

ア 農業の歴史

本市の農業は、かつては全市的に稲作を中心に行われており、平地の大半は水田でしたが、市街化の進行に伴い自家用に作付けしているわずかな水田を除き、ほとんどが消滅し、また、畑の大部分も宅地化されました。

現在、市内に残されている農地はビジョン策定時で市域の約 2.6%（約 102ha）から、令和 3 年（2021 年）1 月時点で約 2.5%（約 98.3ha）となっており、若干の減少となっています。その中で、市西部の手広地区と、北西部の関谷・城廻地区の市街化調整区域内農地は本市農業の核として重要な役割を果たしています。

イ 農業経営

温暖な気候と肥沃な大地の恩恵を受けて、年間を通して多種多彩な野菜が生産されています。また、多くの農業者が少量多品目（直売農家が年間に作付けする品種は延べ 40～60 品種に及ぶ）で野菜を育て、一つの畑が様々な色の野菜で彩られることから、「七色畑」と呼ばれる作付が行われています。

鎌倉の野菜は「鎌倉やさい」としてブランド化され、鎌倉市農協連即売所を始め、各農業者による大小様々な直売所や市内のスーパーなどで購入することができます。また、「鎌倉やさい」は、新鮮で安全・安心、生産者の顔が見える等から、市内外で人気が高く、市民の日々の食卓だけではなく、レストラン等でも利用されています。

ウ 農家数

ビジョン策定時の農家数は、2015 年農林業センサスでは 137 戸であり、2020 年農林業センサスでは 123 戸であることから、5 年間で 14 戸減少しています。その 123 戸の内、販売農家は 62 戸（2015 年農林業センサス：64 戸）、自給的農家は 61 戸（2015 年農林業センサス：73 戸）となっています。なお、2020 年度

農林業センサスから、「専業・兼業農家」の公表は廃止され、1995年度センサスから公表されていた「主副業別農家数」のみの公表となりました。農家数に占める農業経営体は66戸ですが、その内個人経営体が65戸（内訳：主業18戸、準主業22戸、副業的25戸）・団体経営体1戸となっており、本市の農業は、耕地面積が小規模、かつ、個人による農業経営がほとんどであることが特徴です。（表1-1・表1-2）

〔表1-1〕

① 総農家数

区 分	戸数
販売農家数	62 戸
自給的農家数	61 戸
合 計	123 戸

② 農業経営体数

区 分	戸数
個人経営体	65 戸
団体経営体	1 戸
合 計	66 戸

出典：2020年農林業センサス

〔表1-2〕

① 総農家数

区 分		2015 年 (戸)	2010 年 (戸)	2005 年 (戸)	2000 年 (戸)
販売農家数	専業	30 戸	34 戸	34 戸	22 戸
	兼業	34 戸	45 戸	50 戸	59 戸
	計	64 戸	79 戸	84 戸	81 戸
自給的農家数		73 戸	73 戸	85 戸	99 戸
合 計		137 戸	152 戸	169 戸	180 戸

出典：2000・2005・2010・2015年農林業センサス

(注)

※農家数について、2020年農林業センサスから調査項目に変更があったため、〔表1-1〕と2015年農林業センサス以前の表〔表1-2〕とを分けて掲載。

※農家・・・経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は前1年間の販売金額が15万円以上の世帯

※販売農家・・・経営耕地面積が30a以上の農業を営む世帯又は前1年間の販売金額が50万円以上の世帯

※自給的農家・・・経営耕地面積が30a未満の農業を営む世帯かつ前1年間の販売金額が50万円未満の世帯

※農業経営体・・・農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する事業を行う者

(ア) 経営耕地面積が30a以上

(イ) 作付面積又は栽培面積が次の基準以上

・露地野菜作付面積 15a

・施設野菜栽培面積 350㎡

・果樹栽培面積 10a

・露地花き栽培面積 10a

・施設花き栽培面積 250㎡

・調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模等

(ウ) 農作業の受託の事業

※個人経営体・・・個人(世帯)で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

※団体経営体・・・個人経営体以外の経営体

エ 農業従事者数と平均年齢

本市の農業従事者数は、平成27年2月1日現在の171人から、令和2年(2020年)2月1日現在は187人となっており、農業就業人口は増加しています。一方、平均年齢は59.8歳から60.2歳となっており、上昇しています。(表2)

【参考：全国平均年齢 66.4歳】

〔表 2〕

年齢（歳）	鎌倉市					
	2020 年 農林業センサス		2015 年 農林業センサス		2010 年 農林業センサス	
	人	%	人	%	人	%
15～19	4	2.1	6	3.5	5	2.5
20～29	9	4.8	6	3.5	10	4.9
30～39	17	9.1	14	8.2	10	4.9
40～49	17	9.1	20	11.7	30	14.9
50～59	35	18.7	33	19.3	43	21.3
60～69	45	24.1	29	17.0	37	18.3
70 歳以上	60	32.1	63	36.8	67	33.2
合計	187	100.0	171	100.0	202	100.0
平均	60.2 歳		59.8 歳		59.6 歳	

出典：2010・2015・2020 年農林業センサス

【参考：神奈川県】

年齢（歳）	神奈川県					
	2020 年 農林業センサス		2015 年 農林業センサス		2010 年 農林業センサス	
	人	%	人	%	人	%
15～19	275	1.0	303	1.3	231	0.8
20～29	1,188	4.4	696	2.9	755	2.7
30～39	1,784	6.6	1,171	4.8	1,387	4.9
40～49	2,738	10.1	2,044	8.4	2,404	8.5
50～59	4,089	15.0	3,167	13.1	4,291	15.1
60～69	6,485	23.9	6,367	26.3	6,973	24.6
70 歳以上	10,581	39.0	10,581	39.0	12,290	43.4
合計	27,140	100.0	24,195	100.0	28,331	100.0
平均	62.4 歳		64.4 歳		64.4 歳	

出典：2010・2015・2020 年農林業センサス

オ 農地面積

本市の土地利用は、宅地が**本市**全体の約 2/3 を占めており、次いで山林、雑種地、畑と続いており、田、原野はほとんどなく、首都圏に近く良好な住宅地域として発展してきました。

一方で、横浜市との市境には、近郊緑地特別保全地区が多く指定されており、樹林地が多く残されています。また、市北西側には農業振興地域が指定されており、市西側には生産緑地地区が多く点在しています。**(表 3)**

[表 3]

年 度	市街化調整区域内	市街化区域内	合 計	(参考) 市内生産 緑地地区面積
令和 3 年度末	71. 7ha	26. 6ha	98. 3ha	17. 0ha
令和 2 年度末	73. 9ha	27. 1ha	101. 0ha	17. 1ha
令和元年度末	72. 4ha	27. 3ha	99. 7ha	17. 1ha
平成 30 年度末	72. 8ha	27. 3ha	100. 2ha	16. 9ha
平成 29 年度末	74. 2ha	27. 6ha	101. 9ha	17. 2ha
平成 28 年度末	74. 1ha	28. 3ha	102. 4ha	17. 0ha
平成 27 年度末	74. 6ha	29. 1ha	103. 7ha	17. 1ha
平成 26 年度末	74. 4ha	29. 9ha	104. 3ha	17. 1ha
平成 25 年度末	74. 4ha	30. 9ha	105. 3ha	17. 3ha
平成 24 年度末	74. 2ha	31. 2ha	105. 4ha	17. 4ha
平成 23 年度末	74. 0ha	31. 7ha	105. 7ha	17. 4ha
平成 22 年度末	74. 1ha	32. 7ha	106. 8ha	17. 5ha

カ 農業振興地域面積

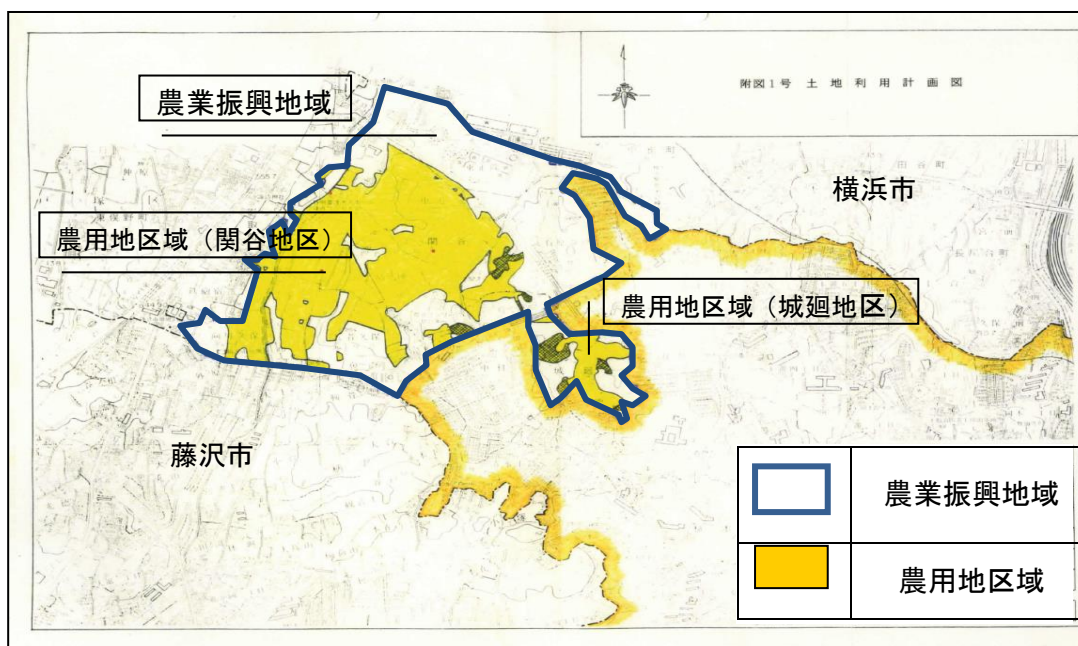
本市の北西部（横浜及び藤沢市境）に位置する関谷・城廻地区の農業振興地域の面積は、次のとおりです。（図1）

●農業振興地域面積…115ha

うち農地…61.1ha（農業振興地域の 53.1%）

うち農用地区域内面積…47.9ha（農業振興地域の 41.7%）

〔図1〕



キ 市内作付け作物

ダイコン、トマト、キュウリ、ジャガイモ、キャベツ、ホウレンソウ、ネギをはじめ、ピーマン、ニンジン、ハクサイ、サトイモ、レタス、ブロッコリー、タマネギ、ナス等、多種多様な作物が年間を通して生産されています。

4 これまでの取組と課題

(1) 鎌倉ブランドの推進

平成5年(1993年)に、市内で採れた野菜を市民に周知するため、農業者・鎌倉市農業協同組合(平成7年(1995年)に合併し、現在は「さがみ農業協同組合」)・市が事業主体となり、鎌倉市農産物ブランド化検討会を設置し、鎌倉市内の農産物ブランド化計画について検討を始めました。この検討会では、ブランドマークの指定や鎌倉市内の農産物の振興方法について協議が行われ、また、ブランドマークのついた袋、葉物野菜を束ねる「束ねらテープ」、移送用コンテナ等の作成についての検討が行われました。

平成6年(1994年)には、鎌倉ブランドマーク(図2)を発表し、平成10年(1998年)には、「鎌倉市農産物ブランド化検討会」の名称を「鎌倉ブランド会議」に変更して、鎌倉ブランドの更なる普及の充実と発展に取り組んできました。

なお、農家が鎌倉ブランドに登録するためには、「新鮮」「安全」「安心」な農産物を生産する、環境保全型の農業を目指す、「食の安全・安心」関係法令(農薬取締法、食品衛生法等)の厳守、生産履歴を記帳し管理する等の条件に同意することが必要となっています。

平成18年(2006年)には、市内で発生した植木剪定材と牛糞を混合して作られる「鎌倉ブランド堆肥」を開発、実用化し、循環型農業を推進するとともに、鎌倉ブランド会議に登録している農家が使用することで、「鎌倉やさい」の高付加価値化を推進しています。

また、「鎌倉やさい」の販売促進に向けて、平成22年(2019年)には、鎌倉ブランドマークの商標登録が行われ、平成28年(2016年)には、鎌倉ブランド会議に登録している農家の直売所を掲載した「かまくら直売所・朝市マップ」(図3)を作成し、ブランドの更なる推進を図っています。

令和4年(2022年)には、「鎌倉ブランド堆肥」で使用する牛糞に葉山牛を用いるなど、更なる高付加価値化に努めています。

これらの活動により「鎌倉やさい」は地元で採れた「新鮮で安全、生産者の顔が見

〔図2〕

【鎌倉ブランドマーク】



える野菜」として、消費者から好評を得ています。

今後、「鎌倉やさい」のブランド力の更なる向上と管理体制の強化を課題として取り組んでいきます。

【図3】

【かまくら直売所・朝市マップ】



(2) 遊休農地解消対策の実践

都市化の進展による農地の細分化や農業従事者の高齢化等により増加した、未利用地・耕作放棄地などの遊休農地の解消と効率的な利用を図るため、平成 17 年度（2005 年度）に、農業委員会、さがみ農業協同組合、市で構成する鎌倉市遊休農地解消対策協議会を設置しました。

本協議会では、市内にある遊休農地の中から、毎年 1 箇所程度を選定し、土地所有者と連携を図りながら、整地、作付け、収穫による遊休農地解消活動を行っており、その後の農地の貸借に繋がっています。これまでは、農業振興地域内の畑に限定して活動していましたが、現在は市街化調整区域内農地にも活動範囲を拡大しています。

また、活動実践場所には、本協議会の活動を周知するための看板を設置し農家への啓発を行ったほか、収穫時には近隣小学校児童等による収穫体験を行うとともに、収穫物は市内小学校に配布し学校給食の材料として使用するなど、地産地消の推進と食育活動にも役立てています。

その他、平成 25 年度（2013 年度）に三菱電機株式会社、平成 27 年度（2015 年度）に公益社団法人鎌倉市シルバー人材センター、平成 30 年度（2018 年度）にアクプラント株式会社、それぞれ本協議会と「鎌倉市遊休農地解消対策実践活動協定」を締結し、社会貢献活動の一環として、本協議会指導の下、遊休農地の復元活動を行っています。さらに、遊休農地の復元にあたり、県の制度である「かながわホームファーマー事業」や「かながわ農業サポーター制度」も活用しています。

なお、遊休農地は、活動開始 2～3 年後に農地の貸借に繋げて、畑としての耕作を継続していくとともに、引き続き、解消すべき新たな遊休農地を選定し、遊休農地解

消対策活動を継続していきます。

課題として、農業振興地域外にある遊休農地は、市街地に隣接する市街化調整区域に点在しており、近隣に農家が少ないため、復元後に農地の貸借に繋げることが難しいことが挙げられます。**そこで、市内で就農希望の者が少なからずいる現状を踏まえ、就農希望者に農地を繋ぐことができるか模索していきます。（表４、表５、写真１）**

○遊休農地面積

〔表４〕

	市内全体	農業振興地域内
令和３年度	6. 2 ha	2. 7 ha
令和２年度	8. 5 ha	3. 7 ha
令和元年度	8. 0 ha	3. 3 ha
平成 30 年度	6. 3 ha	2. 5 ha
平成 29 年度	7. 1 ha	2. 5 ha
平成 28 年度	8. 4 ha	2. 9 ha
平成 27 年度	9. 9 ha	3. 5 ha

○これまでの実績

〔表５〕

H 1 8. 3 ～H 2 0. 1 1	関谷	1, 7 0 3 m ²	解消済み
H 1 8. 6 ～H 1 8. 1 0	関谷	7 1 6 m ²	解消済み
H 2 1. 2 ～H 2 4. 1	関谷	1, 0 5 0 m ²	解消済み
H 2 4. 3 ～H 2 9. 3	関谷	1, 0 3 4 m ²	解消済み
H 2 5. 4 ～H 2 6. 1 0	関谷	5 0 8 m ²	解消済み
H 2 7. 4 ～H 2 7. 5	関谷	8 5 9 m ²	解消済み

H 2 7 . 5 ～H 2 9 . 3	関谷	1, 1 3 7 m ²	解消済み
H 2 7 . 5 ～R 4 . 1 2	関谷	2 9 4 m ²	解消済み
H 2 8 . 4 ～H 2 9 . 3	関谷	1, 5 5 3 m ²	解消済み
H 2 9 . 4 ～H 2 9 . 1 2	関谷	2, 1 5 5 m ²	解消済み
H 3 0 . 4 ～R 3 . 3	関谷	5 0 5 m ²	解消済み
H 3 0 . 4 ～R 4 . 1 2	手広一丁目	6 3 0 m ²	解消済み

〔写真 1〕

【活動状況 令和4年（2022年）手広地区】



(3) 農業従事者の高齢化と担い手確保

農業従事者の高齢化と担い手不足は全国的な課題となっています。2020 年農林業センサスによると、神奈川県内の農家戸数は 21,290 戸（2015 年農林業センサス：24,552 戸）、農業就業人口は 27,140 人（2015 年農林業センサス：24,195 人）で、そのうち 65 歳以上の高齢者が約 52%（2015 年農林業センサス：56%）を占めており、ビジョン策定時の 2015 年と比較しても、依然として高齢者への依存度が高くなっています。一方、同調査での本市の農家戸数は 123 戸（2015 年農林業センサス：137 戸）、農業就業人口は 187 人（2015 年農林業センサス：171 人）、そのうち 65 歳以上の高齢者の割合は約 43%であり、県全体に比べて、高齢者への依存度は、10 ポイント近く低い状況となっており、このことから、県内他市と比較すると、世代交代が進んでいることが窺えます。

現状としては、家業を受け継ぐ後継者の新規就農者の外に、都心から近い鎌倉で農業を始めたいという就農希望者が少なからずいます。今後、高齢化の進展に伴う、不耕作による農地の遊休化も懸念されることから、担い手の確保・育成は必要なことと考えます。このため、新規参入での就農希望者の相談や就農受け入れについて、県、さがみ農業協同組合と連携し就農相談を行うとともに、「農地中間管理事業」、「新規就農者育成総合資金」、「かながわホームファーマー事業」、「かながわ農業サポーター制度」等の制度の活用を推奨します。

(4) 農業生産基盤の整備

本市において、農地は市内に点在しており、不整形な区画が多く、また、農道は道路幅が狭く未舗装なものも多くあります。さらに、野菜栽培に必要なかんがい施設もなく、農作業の効率化を妨げており、これらのことが生産性の向上を阻害する要因となっています。

これらの解消を目的に、関谷、城廻地区の農業振興地域内では、平成 5 年度（1993 年度）から平成 9 年度（1997 年度）にかけて農業環境整備事業として農道 7 路線の整備が行われ、また平成 12 年度（2000 年度）から平成 15 年度（2003 年度）にかけて農道 1 路線の整備が行われました。その後も、農業振興地域内の危険箇所の修繕を行い、平成 30 年度（2018 年度）には、「鎌倉農業振興地域整備計画」の改訂を行いました。この計画に基づき、令和元年度（2019 年度）から令和 4 年度（2022 年度）の期間で農道整備に取り組んでいます。

本市農業の維持継続を図るためにも、今後の都市農業のあり方を見据えて、農業者の要望を聞きながら、必要に応じて整備計画の見直しを行うなど、農業生産基盤の整備を検討していきます。

(5) 農地相談による課題解消

平成 22 年度 **(2010 年度)** から、さがみ農業協同組合、農業委員会、市が連携し、農地相談会を開催しています。

相談会では、農業者から、高齢になり耕作ができない、相続で農地を取得したが耕作ができない、農地を借りたい等の相談が寄せられます。相談に対しては、3 者がそれぞれの立場から解決策についての助言をし、農地の貸借や売却などに繋げています。

今後も農業者の相談に適切に応えていけるよう、これらの取組を継続していきます。

(6) 生産緑地地区の保全

本市における生産緑地地区は、**令和 3 年度 (2021 年度) 末時点で 17.0ha** を指定しています。

これ**まで**の生産緑地に関わる課題としては、2022 年 (**令和 4 年**) には 1992 年 (平成 4 年) の当初指定から 30 年が経過する生産緑地地区の買い取り申出が可能となることによる、生産緑地地区の減少があげられて**いました**。

こうした中、都市農業振興基本計画において**は**、市街化区域内の農地が「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」として位置付けられ、これに伴い、平成 29 年 **(2017 年)** 5 月に生産緑地法が改正 (同年 6 月施行) され、生産緑地地区の指定面積要件を条例で 300 m²以上まで引下げることが可能となりました。

本市において**も、生産緑地地区の買い取り申出が可能となることによる、生産緑地地区の減少という課題**に対応するため、**平成 30 年 (2018 年) 7 月に、「鎌倉市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」**を制定し、指定面積要件を 300 m²以上に引下げること、市街化区域内における 500 m²を下回る小規模な農地の維持・保全を図**り**、関係部署と連携しながら、本市の**都市**農業が持続していくように取組んでいます。

また、平成 30 年 (2018 年) 4 月からは、所有者の同意を得て買い取り申出時期を 10 年ごとに延長できる特定生産緑地制度に移行しています。加えて、平成 30 年 (2018 年) 9 月からは、都市農地の貸借の円滑化に関する法律 (都市農地貸借法) が施行され、生産緑地の貸借が安心して行える制度がスタートしました。本市においても、所有者から相談があった際は、このような制度を紹介し、都市農地の維持・保全を図っていくとともに、関係部署と連携しながら、本市の農業が持続していくように取組んでいます。

5 基本目標と施策の方向

(1) 基本目標

食の安全への意識が高まり、身近な畑で採れた、生産者の顔が見える野菜に対する評価が高まる中で、都市農業の価値が見直されています。

そのなかで、本市の農業が、着実に次世代に引き継いでいける持続可能な農業経営を目指すため、基本目標を「本市農業の安定的な継続」とします。

(2) 施策の方向

少子高齢化等により、農業従事者数は今後も減少を辿る恐れがあります。本市農業の衰退を防ぎ、安定的な継続を図るために今後取り組むべき施策として、「生産」「消費」「環境」の視点から、3つの施策の方向を定めます。**(図4)**

施策の方向1 安定的でかつ持続的な農業を営むための生産性向上

施策の方向2 市民の農業への理解の醸成と地産地消の推進

施策の方向3 環境と共存する農業の推進

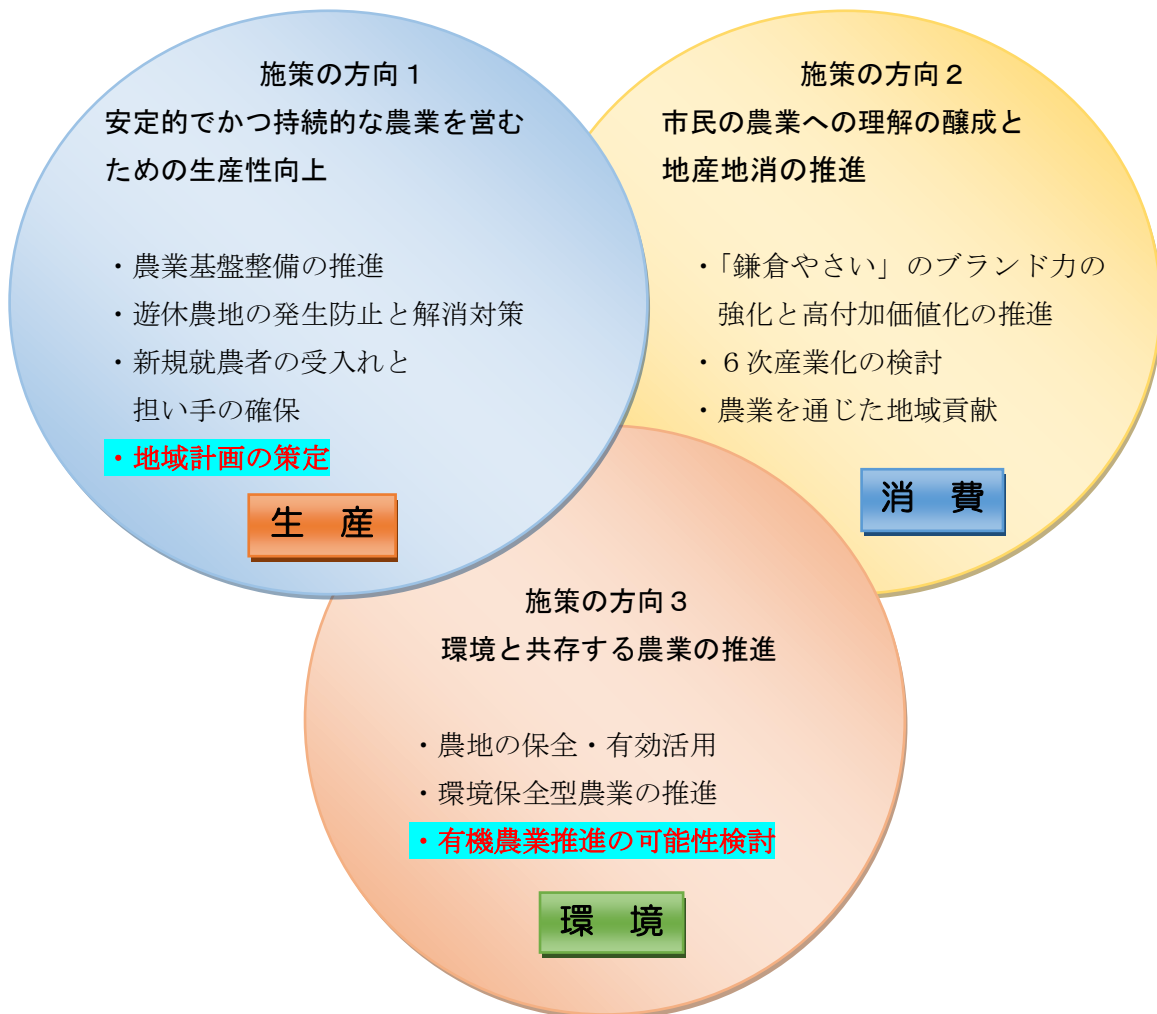
また、施策の方向に基づいて、今後、具体的に取組むべき施策の内容を、次章で定めます。

6 今後取組むべき施策の内容

「施策体系のイメージ図」

〔図 4〕

基本目標：本市農業の安定的な継続



(1) 施策の方向 1

安定的でかつ持続的な農業を営むための生産性向上

ア 農業基盤整備の推進

本市の農業振興地域（関谷及び城廻の市街化調整区域 115ha）において、農地

や農業用施設用地など農業上の用途の指定を行う他、農用地の保全のための施設整備計画などを定めている「**鎌倉農業振興地域整備計画**」の見直しを行い（平成31年（2019年）3月）、同計画に基づき令和4年度（2022年度）には6路線の整備が完了します。

引き続き、農業者の要望を聞きながら必要に応じて整備計画の変更を行うなど、積極的に農業基盤整備の推進を図り、農作業の効率化を目指していきます。

イ 遊休農地の発生防止と解消対策

農業委員会と連携し、遊休農地の所有者に対して利用意向調査を実施し、遊休農地の把握を行うとともに、農地所有者の意向を確認しながら農地の貸し借りを進めるなど、農業振興地域内の遊休農地の発生防止に努めます。

遊休農地となっている農地は、「畑の形が不整形」、「整地作業が困難」、「道路条件が悪い」等の状況であることが多いですが、農地の状況、農地所有者の意向、今後の活用などを考慮しながら、「鎌倉市遊休農地解消対策協議会」を通して、遊休農地解消の取組を強化することで、市内農地に占める遊休農地面積の割合を減少させていきます。

農業振興地域外の農地は、市街地に隣接する市街化調整区域に点在しており、遊休農地化の原因は後継者不足（手広地区を除き、近隣に農家が無い又は少ない）のため、農地の貸借に繋げることが困難な状況です。このため、市民農園の開設や農業サポーター制度での活用等についても検討していきます。

ウ 新規就農者の受入れと担い手の確保

新規就農希望者に対しては、農業者以外の参入を支援する、「かながわ農業サポーター制度」や「**新規就農者育成総合資金**」などの制度を紹介するとともに、活用を推奨します。

県と連携し、担い手を育成するための学習・研修機関である「かながわ農業アカデミー」についての情報提供に努めていきます。

また、農業者と福祉団体などが連携して、障がい者の農業分野での就労を支援する施策について、福祉部門と共に検討していきます。

エ 地域計画の策定

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、市町村は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議結果を踏まえ、農地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」を策定することとされています。「地域計画」は、改正農業経営基盤強化促進法の施行日（令和5年（2023年）4月）から2年以内（令和7年（2025年）3月）の策定が義務付けられています。

(2) 施策の方向 2

市民の農業への理解の醸成と地産地消の推進

ア 「鎌倉やさい」のブランド力の強化と高付加価値化の推進

鎌倉ブランドの振興については、さがみ農業協同組合鎌倉地区運営委員会が事務局を担う鎌倉ブランド会議を中心に活動していますが、鎌倉ブランドである「鎌倉やさい」のブランド力の強化とブランドの管理体制の強化を図ることは、本市の農業の安定的な継続のために必要なことであると考えます。

ブランド力の更なる向上を図るため、鎌倉ブランド会議に登録している農家の直売所を掲載した「かまくら直売所・朝市マップ」を作成・配布し、「鎌倉やさい」を市民の方に日常的な食卓で使っていただけるよう周知に努めます。

直売所や小売店舗等で使用する販売促進グッズの製作等を行い、「鎌倉やさい」の周知啓発を**引き続き**行います。

「鎌倉やさい」の正しい情報を発信するとともに、生産履歴の記帳など生産管理の徹底に向けて、生産者への「意識付け」を図ります。

イ 6次産業化の検討

本市は、農地面積が狭いため、農作物の量的な面での安定供給は難しく、このため、加工品を大量生産することは難しい状況にあります。また、農業者だけで生産、加工から販売まで行うことも、人手不足等により、なかなか難しいことと考えられます。

神奈川県農業技術センターの助言や神奈川県6次産業化サポートセンターの制度などを**を活用し**ながら、6次産業化の研究に取り組んでいきます。

ウ 農業を通じた地域貢献

「秋の収穫まつり」「農産物品評会」等を通じて、市内農産物の普及を図るとともに、広く市民に市内農産物の周知と理解を深めていきます。

農産物の収穫体験と農業生産者との交流を目的に開催している「親子農業体験」の一層の周知を図り、参加希望者の拡大を図ることで、農業の理解と地域貢献に役立てて行きます。

市民に、手軽にできる家庭菜園を通して農業の理解を深めてもらうため、引き続き、利用者の意見等も反映しながら、市民農園の適正な管理運営を行っていきます。

また、土地所有者が開設する市民農園について、農地相談会などを通して、耕作できなくなった土地を所有している農業者に、制度を紹介し市民農園の開設に向けた検討を促すなど、市民農園数の拡大に取り組んでいきます。

(3) 施策の方向 3

環境と共存する農業の推進

ア 農地の保全・有効活用

農地の保全・有効活用を図るため、市、農業委員会、さがみ農業協同組合が連携し、農業者からの相談などを通して、農地を貸したい人、借りたい人の情報をもとに農地の貸し借りを進めることで、農地の利用集積を推進していきます。

都市農業の持つ緑地空間の提供、雨水の貯留・浸透、生物の保全等の機能を活かし、都市環境や自然環境との調和を図ることで、環境と共存する農業を目指します。

イ 環境保全型農業の推進

鎌倉ブランド会議農産物部会員の登録同意事項である、「新鮮」「安全」「安心」な農産物を生産する、「食の安全・安心」関係法令（農薬取締法、食品衛生法等）を厳守する、生産履歴を記帳し管理すること、を遵守し安全で安心な「鎌倉やさしい」を生産していくことで環境保全型農業を推進していきます。

ウ 有機農業推進の可能性検討

有機農業を含む環境保全型農業の普及は、環境と共存する農業の実現につながります。しかし、有機農業は、化学的に合成された肥料及び農薬を使用してはならないなど、農業者にとって、導入に向けた課題は少なくありません。

「持続農業法」（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律）が廃止され、エコファーマー認定制度が終了となりました。代わりに「みどりの食料システム法」（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律）が施行（令和4年（2022年）7月）され、脱炭素の取組に関する支援が強化されます。環境負荷低減事業活動の取組を行っている農業者に対しては、みどりの食料システム法に基づき創設される認定制度を紹介し、環境負荷低減のための取組を推進していきます。